

感染症サーベイランスシステムに係るQ & A

令和7年11月17日更新

Q1 感染症サーベイランスシステムとは何か。

A1 全国の医療機関から届出があった感染症（全数把握対象疾患及び定点把握対象疾患）は、保健所・都道府県で情報をとりまとめ、国へ報告しています。国への報告は、厚生労働省が平成18年度から運営するデータベース「感染症サーベイランスシステム」を利用して行っています。

今後の感染症発生動向調査事業を円滑かつ確実に実施するため、医療機関及び動物診療施設等による感染症サーベイランスシステム（以下「本システム」という。）へのオンライン入力によって、届出を行うことが可能となりました。

Q2 現行の感染症の届出体制から大きく変わる点は何か。

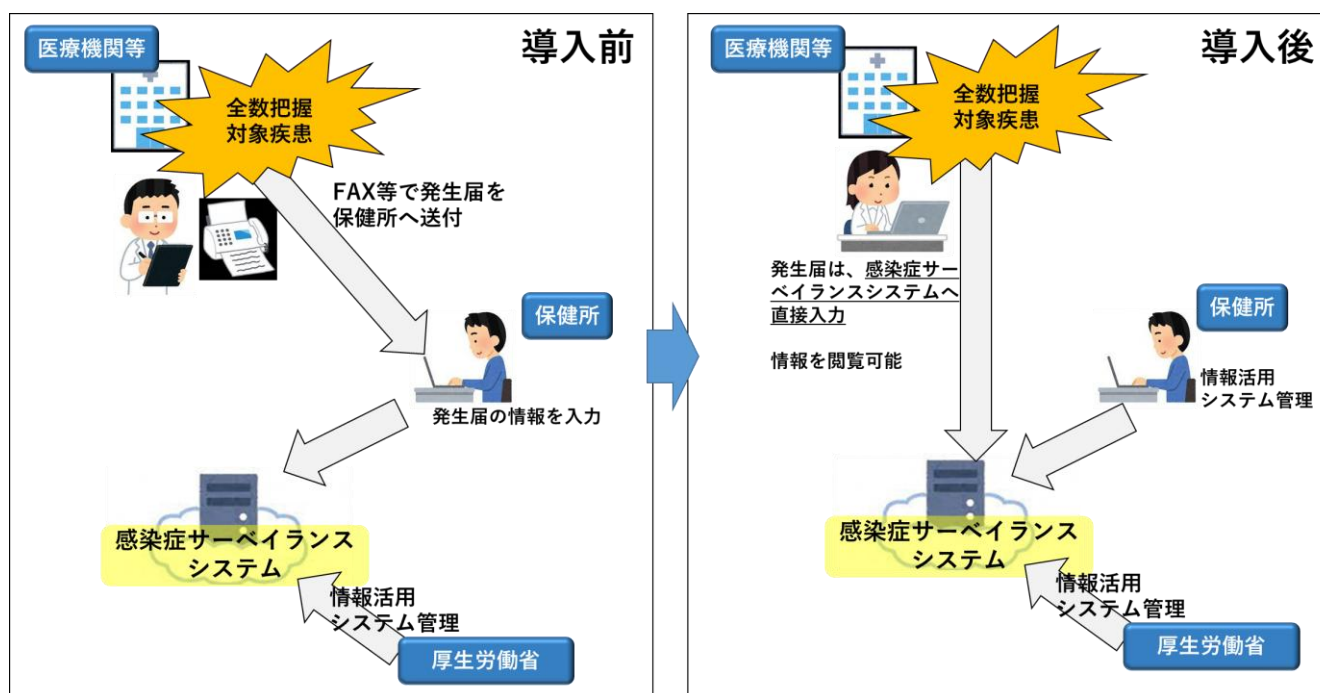
A2 全数把握対象疾患については、医療機関等から保健所へ、FAX等による発生届の送付をもって「届出」とし、発生届の内容を保健所が本システムへ入力することで、国へ報告してきました。

令和4年10月から、保健所へ発生届を送付する代わりに、医療機関等が発生届の内容を直接本システムへオンライン入力することで、届出を行うことができるようになりました。

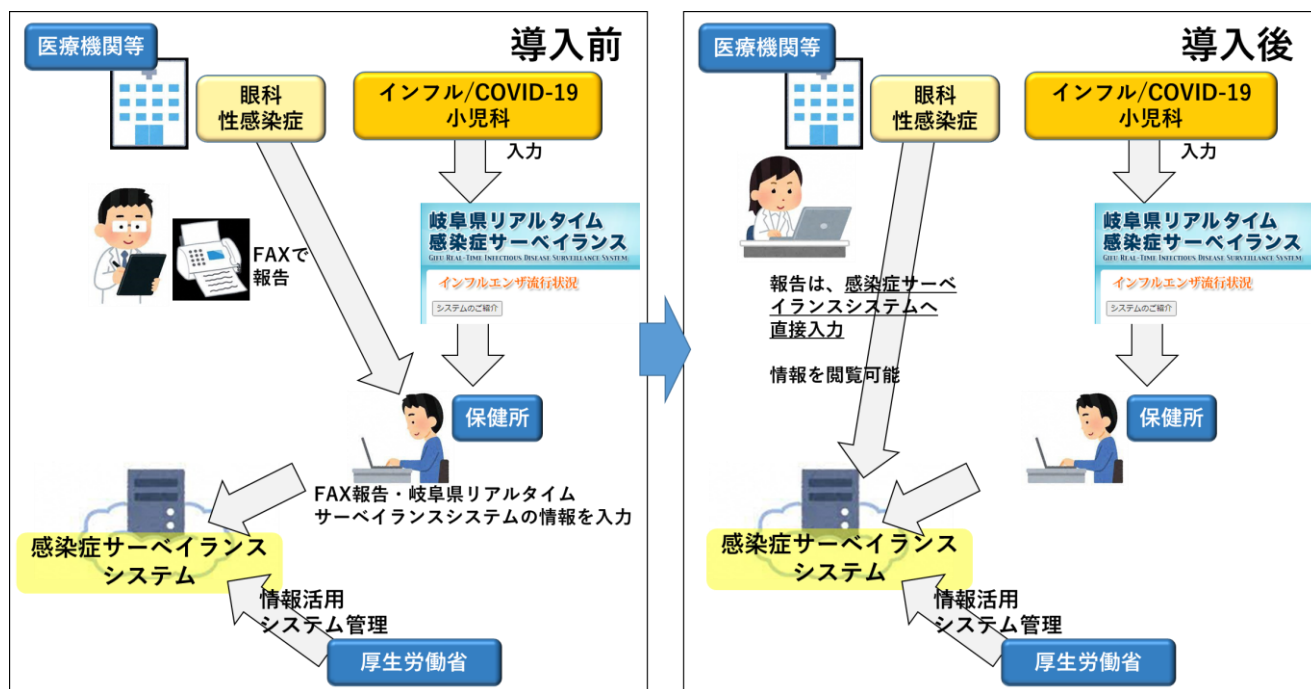
全数把握対象疾患のほか、定点把握対象疾患についても、本システムへの入力による報告が可能です。インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）・急性呼吸器感染症（以下「ARI」という。）・小児科疾患についてはQ12をご参照ください。

【本システム導入による変化（岐阜県版）】

1. 全数把握対象疾患



2. 定点把握対象疾患



Q3 どうすれば本システムを利用できるか。

A3 岐阜県の申請用ホームページをご確認いただき、利用規約に同意のうえ、利用者アカウントの申請を行ってください。申請受付後、利用者 ID・パスワードをご連絡しますので、その利用者 ID・パスワードによりインターネットからシステムへログインしてご利用いただけます。パソコンのほか、スマートフォン・タブレットからもログイン可能です。ログイン時には利用者 ID・パスワードに加え、電話番号、SMS 又はメールアドレスを用いた二要素認証が必要です。

Q4 利用者アカウントの申請や本システムの利用は必須か。発生届や定点報告のオンライン入力が義務化されるのか。

A4 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 96 号）に基づき、**令和 5 年 4 月 1 日以降、感染症指定医療機関の医師による発生届は、本システムによるオンライン入力での届出が義務化されました。**（感染症指定医療機関以外の医師による発生届は、オンライン入力での届出は努力義務となります）
なお、今後、方針が変更となる可能性がありますのでご了承ください。

Q5 利用者アカウントを申請しない・本システムを利用しない場合、届出はどのようにすればよいか。

A5 これまでと同様に、保健所への FAX 等による発生届の送付をもって「届出」としてください。利用者アカウントを申請・取得された場合であっても、感染症指定医療機関以外の医師または獣医師については、本システムを利用しない届出（保健所への FAX 等による発生届の送付による届出）も可能です。**（感染症指定医療機関の医師については、本システムの利用による届出が必須です）**

Q6 本システムの導入に際し、医療機関等に対する補助金は検討されているか。

A6 予定しておりません。

Q7 定点報告（週報・月報）についても、全数報告と同様に定点医療機関管理者からのオンライン入力が可能か。

A7 性感染症・眼科・基幹の定点報告については可能です。インフルエンザ・COVID-19・ARI・小児科疾患についてはQ12をご参照ください。

Q8 医療機関等がオンラインで入力した場合、どこの保健所に届出をしたことになるのか。

A8 管轄保健所に届出を行ったことになります。

Q9 「●●病院」等、複数名で利用できる組織アカウントや、代表者数名分程度のアカウントを申請してよいか。また、代行入力用のアカウント登録は可能か。

A9 取り扱う情報の性質やセキュリティ対策等の観点から、ID及びパスワードを複数人で共有することは想定されていません。アカウントは利用者ごと（個人単位）で申請してください。具体的な申請方法は、岐阜県ホームページに掲載されている「システム利用申請様式入力方法」をご確認ください。

届出をする医師等の利用者アカウント作成が困難な場合において、事務担当者が利用者アカウントを作成し、発生届を代行入力いただくことは差し支えありません。ただし、同アカウントは、当該事務担当者1名のみしか使用いただけませんのでご注意ください。届出医師や、その他の職員が同アカウントを共有して使用いただくことはできません。また、全数報告発生届の報告時には、アカウントに登録している利用者名が自動的に入力されますので、報告する医師の名前に毎回修正いただく必要があります。（ここで登録した医師により発生届を報告したとみなされます。）

なお、定点報告では利用者名は影響なく、病院の名称で行ったとみなされます。

Q10 アカウントとして登録可能な利用者は、医師・獣医師に限定されるのか。医師・獣医師の指示を受けて事務を行う医療クークや感染担当看護師等はシステムを利用して差し支えないか。

A10 本システムの利用者は必ずしも医師・獣医師に限定されませんが、全数把握対象疾患については医師に、動物の感染症については獣医師に感染症法上の報告義務が課されている点にご留意ください。発生届の新規作成時、医師名欄にアカウントの利用者名が自動的に入力される仕様となっているため（修正入力は可能です。）、医療クークや感染症担当看護師などが入力する事務フローを採用される際はご注意ください。

定点把握対象疾患の報告については、報告者の職種に係る具体的な指定はありません。

Q11 異動等で利用者の所属機関が変更となる場合、異動前の所属機関で利用中のアカウントを継続使用できるか。また、外勤等で一時的に所属機関と異なる機関で診療する場合、所属機関で利用中のアカウントを使用できるか。

A11 アカウントは所属機関に紐づいているため、異なる機関で診断して発生届をシステム入力するためには、別途アカウントが必要です。異動等で利用者が所属機関を離れる場合は、一度、アカウントを削除し、異動先の所属機関でアカウントを新規発行いただくようお願いしています。

また、外勤等で一時的に所属機関と異なる機関で診断して発生届をシステム入力する場合も、別途アカウントが必要です。

異動・外勤等の際は、アカウントの発行・変更・停止・削除等の適切な処理を実施いただきますようお願いいたします。

Q12 インフルエンザ、COVID-19、ARI 及び小児科疾患の定点報告は、「岐阜県リアルタイムサーベイランスシステム」を利用しているが、本システムに入力すれば、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」への入力は不要となるのか。

A12 インフルエンザ、COVID-19、ARI 及び小児科疾患の定点報告については、現在、岐阜県医師会が運営する「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」を利用して報告いただいておりますが、本システムと「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」とのデータ連携が困難であるため、インフルエンザ、COVID-19、ARI 及び小児科疾患の定点報告については、引き続き「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」による報告をお願いいたします。（本システムへの入力は不要です。）

Q13 本システムを実際に見て確認がしたい。

A13 詳細な操作マニュアルやチュートリアル動画は、本システム内（ヘルプガイド）に掲載されております。ログイン後にご確認ください。